

令和3年9月10日

保護者 各位

津島市教育委員会  
津島市小中学校長会

### タブレット端末の持ち帰りの試行について

日頃は、津島市の学校教育活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市では現在、児童生徒に一人1台のタブレット端末を整備し、授業等での活用を進めています。そこで、今後タブレット端末を家庭学習でも活用していくことを想定し、下記の要領でタブレット端末を一度家庭に持ち帰り、保護者の方に活用する様子をご覧いただく機会を持ちたいと思います。

つきましては、持ち帰りの日程をご確認いただくとともに、下記の通り確認書のご提出をお願いします。お手数をおかけしますが、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 持ち帰りについて

- (1) 9月15日(水)に持ち帰ります。9月16日(木)に持参してください。
- (2) 当日は、ネットワークに接続しなくてもできる、(タブレット操作に慣れる為の)課題を学校から指示します。
- (3) タブレットを持ち帰った際、操作状況についてアンケートにお答えください。
- (4) ネットワークへの接続を試行される場合は、タブレット持ち帰りの際に配付する資料を参考にしてください。なお、ネットワーク接続に係る通信料などはご家庭のご負担となります。

##### 2 確認書の提出について

- (1) 別紙「学習用情報機器(タブレット端末等)の貸与に係る確認書」の内容をご理解いただき、9月13日(月)までに各学級の担任までご提出ください。

##### 3 その他

- (1) 家庭での利用中に故障した場合は、必ず担任にご連絡ください。
- (2) タブレット端末の故障等には、修理や交換などで対応します。ただし、故意または重過失による破損、紛失等の場合は、修理費用等を負担していただくことがありますので、ご注意ください。
- (3) ご家庭でのタブレットの操作の状況を知りたいと考えています。操作が思うようにいかなくても、その結果をアンケートの「はい」「いいえ」にお答えいただければ結構です。

担当 神守中学校 教頭 太田

令和3年 月 日

津島市教育委員会 殿  
津島市立神守中学校長 殿

学習用情報機器（タブレット端末等）の貸与に係る確認書

<確認事項>

- 1 貸与された機器を家庭で使用する場合は、保管管理を適切に行い、故障・破損・紛失をした際には、速やかに学校に報告してください。
- 2 故意または重過失による破損、紛失等の場合は、修理費用等を負担していただくことがあります。
- 3 貸与された機器は、学習活動以外に使用しないでください。  
※ タブレット端末内に保存されている画像や動画、児童生徒の意見や考えが記入されたプリント等のデータを、個人の端末にインポートしたり他に流失させたりすることは絶対にしないでください。
- 4 貸与された機器を使用するのは児童生徒及び保護者のみとし、他者に使用させないでください。
- 5 津島市立の学校を卒業、転出する際は、貸与された機器を速やかに返却してください。
- 6 貸与された機器に不必要な設定変更を行わないでください。
- 7 貸与された機器からのインターネットの接続状況については、自動的に記録されていることをご承知おきください。
- 8 ご家庭でネットワークに接続された場合の通信料などに関しては、ご家庭での負担となります。
- 9 その他、津島市教育委員会や学校から指示あるときは、その指示に従ってください。

上記の項目について確認しました。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

所属学級 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組